

現 職 会 員 規 程

(昭和51年10月27日 互助会規程第11号)

最終変更 令和元年6月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人北海道公立学校教職員互助会（以下「本会」という。）の定款第49条第5項の規定に基づき、現職会員の加入、退会等に関し必要な事項を定めるものとする。

(現職会員の資格)

第2条 現職会員となることができる者は、定款第49条第2項各号に掲げる者に限る。ただし、次に掲げる者は現職会員となることはできない。

- (1) 臨時的任用の職員（公立学校に臨時的に任用されているが、雇用関係が事実上継続しており、一般常勤の職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が12月を超え、かつ、その勤務時間により引き続き勤務を要するとされている教職員（以下「臨時的任用教職員」という。）を除く。）
- (2) 非常勤の職員（道立学校に勤務する定年退職後の採用ではない一般職非常勤職員を除く。）
- (3) 再任用の職員
- (4) 一般財団法人北海道職員互助会又は市町村の福利厚生会等の会員である者（第9条において「他の互助会員」という。）
- (5) 特別会員又は特別会員であった者

(現職会員の資格取得日)

第3条 現職会員となる資格は、定款第49条第2項各号に掲げる者となった日（臨時的任用教職員にあつては、公立学校共済組合北海道支部の加入資格を取得した日）に取得するものとする。

(加入の申込みと加入日)

第4条 本会に加入しようとする者は、その資格取得後直ちに現職会員加入申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、公立学校共済組合北海道支部の組合員（以下「共済組合員」という。）である教職員（臨時的任用教職員及び市町村費負担の任期付採用教職員を除く。）にあつては、その提出を省略するものとする。

2 加入日は、現職会員の資格取得日とする。

(現職会員の被扶養者)

第5条 次の者は、現職会員の被扶養者として認定することができる。

- (1) 現職会員が共済組合員の場合は、その被扶養者として公立学校共済組合北海道支部が認定した者
- (2) 現職会員が前号以外の健康保険の被保険者の場合は、その被扶養者として当該健康保険が認定した者
- 2 新たに現職会員の被扶養者としての認定要件を備えたとき又は欠いたときは、前項第1号の場合を除き被扶養者認定・取消申告書を理事長に提出しなければならない。

(現職会員台帳の作成及び保管)

第6条 理事長は、この規程に基づく現職会員及び被扶養者について、現職会員台帳を作成し、異動の状況を整備し保管しなければならない。

2 前項に規定する現職会員台帳は、本会の所有する電子計算組織により作成した会員管理マスタをもって、これに替えるものとする。

(現職会員番号と所属コード)

第7条 本会の業務を処理するため、現職会員には固有の現職会員番号を、現職会員の勤務する公立学校等には所属コードを付する。

(現職会員の異動報告)

第8条 現職会員に次の各号に該当する異動があつたときは、直ちに異動報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 共済組合員である現職会員が、本会の常勤の役員及び職員並びに評議員会が承認した団体の役員及び職員（以下「団体等の役職員」という。）となったとき。
- (2) 団体等の役職員が、共済組合員である現職会員となったとき。
- (3) 団体等の役職員が、評議員会が承認した他の団体等に異動したとき。
- (4) 団体等の役職員に、氏名変更があつたとき。

(資格の喪失と退会日)

第9条 現職会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その日を退会日（第3号に該当する場合は、その前日とする。）とし、その翌日から現職会員の資格を失うものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 転職又は異動により、他の互助会員となったとき。

(退会の届出)

第10条 前条により退会をする者は、速やかに現職会員退会届を理事長に提出しなければならない。ただし、共済組合員である現職会員にあつては、その提出を省略するものとする。

(現職会員の権利)

第11条 現職会員は、次の権利を有するものとする。

- (1) 本会が実施する事業への参加又は給付及び貸付けを受ける権利
- (2) 本会の評議員又は役員になる権利

(現職会員の義務)

第12条 現職会員は、次の義務を負うものとする。

- (1) 本会の諸規程及び決定に服する義務
- (2) 会費を納入し、貸付金を弁済する義務

(現職会員の権利の譲渡禁止)

第13条 現職会員の権利は、他人に譲渡し又は担保に供することができないものとする。

(現職会員期間の計算)

第14条 現職会員である期間の計算は、加入日の属する月から退会日の属する月までの月計算とする。

(補則)

第15条 この規程で定めるもののほか、現職会員の加入、退会等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (抄)

- 1 この規程は、昭和51年10月27日から施行し、昭和51年10月25日から適用する。

附 則 (令和元年6月4日)

この規程の一部変更は、令和元年6月4日から施行し、平成31年4月1日から適用する。